

大阪市告示第1342号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年9月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和6年10月7日（月）	午後4時40分から
	令和6年10月21日（月）	午後8時まで
	令和6年10月28日（月）	午前10時から 午後8時まで
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和6年10月7日（月）	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和6年10月15日（火）	
	令和6年10月21日（月）	午前6時15分から
	令和6年10月28日（月）	翌日午前2時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和6年10月5日（土）から 同月6日（日）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	令和6年10月12日（土）から 同月13日（日）まで	
	令和6年10月19日（土）から 同月20日（日）まで	

	令和 6 年10月26日（土）から 同月27日（日）まで	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和 6 年10月 1 日（火）から 同月 2 日（水）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 6 年10月 3 日（木）から 同月 4 日（金）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで
	令和 6 年10月 5 日（土）	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 6 年10月 6 日（日）	午前 6 時30分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 6 年10月 8 日（火）	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで
	令和 6 年10月 9 日（水）	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 6 年10月10日（木）	午前 6 時15分から 翌日午前 3 時45分 まで
	令和 6 年10月11日（金）から 同月13日（日）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 6 年10月14日（月）	午前 6 時30分から 翌日午前 2 時まで

令和 6 年10月16日（水）	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
令和 6 年10月17日（木）から 同月18日（金）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで
令和 6 年10月19日（土）から 同月20日（日）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
令和 6 年10月22日（火）	まで
令和 6 年10月23日（水）	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで
令和 6 年10月24日（木）	午前 6 時15分から 翌日午前 3 時45分 まで
令和 6 年10月25日（金）から 同月27日（日）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
令和 6 年10月29日（火）	まで
令和 6 年10月30日（水）から 同月31日（木）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）